

第3次玉名市総合計画策定支援業務仕様書

本仕様書は、玉名市（以下「甲」という。）が委託する「第3次玉名市総合計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定めるとともに、受託者（以下「乙」という。）が履行しなければならない事項を定めるものである。

1 業務名

第3次玉名市総合計画策定支援業務

2 業務目的

本業務は、本市におけるまちづくりの指針であり、最上位計画である第2次玉名市総合計画の計画期間が令和8年度に終期を迎えることに伴い、まち・ひと・しごと創生法に基づく本市の総合戦略である玉名市デジタル田園都市構想総合戦略（以下「総合戦略」という。）を包含した第3次玉名市総合計画を策定するため、高い専門性と豊富な経験等を有する事業者が策定支援業務を委託するものである。

策定に当たっては、現総合計画及び総合戦略の検証結果を踏まえ、社会経済情勢の変化や本市を取り巻く課題の整理、必要な調査分析や幅広い市民意見の取り入れ、SDGs、Society5.0及びWell-being等新しい指標を考慮することで、新しい時代にふさわしいまちづくりの指針を策定し、総合的かつ戦略的な視点に立ち、計画的な行政運営を図ることができる実効性の高い計画とすることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 提出書類

乙は、契約後速やかに次の書類を甲に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 業務責任者届兼経歴書
- (4) 業務工程表
- (5) 貸与データ及び資料に関する誓約書
- (6) その他甲が指示するもの

5 業務責任者

業務責任者は、業務の全般にわたり、業務管理を行うものとする。

本業務の円滑な進捗を図るため、実施前に甲・乙十分協議を行うとともに、常に連絡を密にし、業務に支障のないようにするものとする。

6 計画構成

次期総合計画の構成及び計画期間は、次のとおりとする。

(1) 基本構想

本市のまちづくりの将来像（都市像）を示すとともに、これを実現するための基本目標や主要な施策の大綱を明らかにするものをいう。期間は、令和9年度から令和16年度までの8年間とする。

(2) 基本計画

基本構想実現のために実施する施策又はその概要を体系的に示すものをいう。

ア 前期基本計画：令和9年度から令和12年度までの4年間

イ 後期基本計画：令和13年度から令和16年度までの4年間

※本業務については、基本構想と前期基本計画を策定するものとし、後期基本計画は含まないものとする。

(3) 総合戦略

次期総合計画においては、基本計画の施策と地方創生に関する施策を関連付け、次期総合戦略を兼ねるものとし、国の「デジタル田園都市国家構想基本方針」「デジタル田園都市国家構想総合戦略」「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」、まち・ひと・しごと創生法に基づく「熊本県版総合戦略」及び本市の現行総合戦略の内容を勘案した計画として策定する。

7 業務内容

次期総合計画の策定作業を効率的に進めるため、概ね次の業務を行うものとする。なお、ここに示す業務内容は、次期総合計画の策定に最低限必要であると思われる事項を示したものであり、乙は、当該業務を充実させ、また効果的に実施するための提案を積極的に行い、実施するものとする。

(1) 現行計画の進捗状況の確認【令和7年度想定】

現行計画の施策毎に進捗状況等を評価、分析するために、評価関係資料等を確認し、必要に応じて各所管課等に向けたシート調査及びヒアリングを実施する。フォーラムの提案や調査結果のとりまとめ、検証等を支援し、計画案への反映を行う。

ア 第2次玉名市総合計画

現行計画の施策の進捗状況等を把握し、その効果や課題等を評価、検証する。

イ 玉名市デジタル田園都市構想総合戦略

総合戦略の具体的な取組の進捗状況やKPI（重要業績評価指標）等の達成状況について把握し、それぞれの効果や達成状況の要因、課題等を評価、検証する。

(2) 基礎資料の分析【令和7年度想定】

- ア 社会経済状況の変化や時代の潮流等の整理、分析を行う。
- イ 本市の分野別及び個別計画、国・県の中長期的な関連計画、大規模プロジェクト計画の整理、分析を行う。
- ウ 類似する都市と比較し、本市の強みや弱みを分析する。
- エ その他、次期計画の策定に必要なデータの収集、整理、分析を行う。

(3) 人口の将来推計に必要な情報の収集、整理、分析【令和7年度想定】

現行の玉名市人口ビジョン推計値と実績値の乖離等の分析、検証を行った上で、最新の人口データに基づき、将来人口を推計する。

また、人口変動要因やその改善のための課題を分析し、本市が目指す人口の将来展望を記載した人口ビジョンを作成し、計画案への反映又は総合計画に包含する。

(4) 総合戦略を含めた総合計画の構成や体系案に関する助言、提案

【令和7年度・令和8年度想定】

誰が見てもわかりやすく、伝わりやすい総合計画とするため、また、業務目的にあるとおり、総合戦略を包含した計画策定とすることから、総合戦略を含めた総合計画の構成や体系に関する助言、提案を行うこと。

(5) 市民意識調査の実施及び報告書の作成【令和7年度想定】

計画策定のための基礎調査として、アンケート調査を実施する。

調査対象者の3,000人(20歳以上80歳未満の市民)の抽出、調査票の配布、回収は甲が実施する。乙は、調査票の設計、インターネット回答フォームの作成、回答済み調査票の入力、集計、分析を実施し、結果報告書を作成し計画案への反映を行う。なお、回収率は30%程度を見込んでいる。

さらに、幅広い意見を聴取するため、同時期に市公式LINEを活用したオープンな回答の募集も想定しており、その回答についても乙は分析を行う。

(6) 市民ワークショップの開催支援【令和7年度想定】

住民参画の一環として、まちの将来像を住民とともに、考えるためのワークショップ(5回以内)等を実施する。実施に際しては、必要な支援(企画提案、資料作成、ファシリテーターの配置、必要備品準備等)をし、計画案への反映を行う。

※取り組むテーマや対象について、計画にどのような形で反映できるか留意し、適した回数及び規模を提案すること。

(7) 審議会等の運営支援【令和7年度・令和8年度想定】

次期総合計画の策定に当たっては、事務局で示す計画の素案について協議する庁内起案委員会を3回(令和7年度2回、令和8年度1回)、庁内起案委員会で取りまとめた内容を協議する庁内企画審議会を3回(令和7年度2回、令和8年度1回)、計画の内容について審議する外部有識者や各分野代表の方々25名で組織する総合計画策定審議会を8回(各年度4回)開催することを想定している。

乙は、上記審議会等の運営に当たり甲と協議の上、必要な資料の作成や審議会等に

出席し、必要に応じて資料の説明を行う。また、審議会等の議事録を作成すること。
なお、議事録は全文文字起こしではなく摘録でも可能とする。

(8) 主要課題の整理【令和7年度・令和8年度想定】

(1) から (7) の実施結果を踏まえ、次期総合計画の策定に向けたまちづくりの課題について、体系的に整理し、計画案への反映を行う。必要に応じて各所管課等に向けたシート調査及びヒアリングを実施し、フォームの提案やとりまとめ等の支援を行う。

(9) 計画案の策定【令和7年度・令和8年度想定】

(1) から (8) の実施結果に基づき計画案を策定し、事務局との打合せや審議会等での協議、調整を踏まえて補修正を行う。

「第3次玉名市総合計画」においては、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の枠組みに準拠しつつ、総合戦略については、次期総合計画の前期基本計画と一体的に策定し、各施策に総合戦略の全ての要素を盛り込んだ上で、まとめる。必要に応じて各所管課等に向けたシート調査及びヒアリングを実施し、フォームの提案やとりまとめ等の支援を行う。

ア 基本構想【令和7年度想定】

基本構想の策定に必要な情報、データ等を整理した上で、作成する。

- ・まちづくりの基本理念、ビジョン、キーワード及び将来像の検討
- ・基本目標及び主要施策に関する検討
- ・各種指標設定の検討
- ・構成の最終調整、上記を踏まえた基本構想案の作成

イ 前期基本計画【令和8年度想定】

基本計画は、大きな方向性を掲載し、市民等に分かりやすく、かつ、状況の変化に対応可能な計画となるよう作成する。

- ・構成の検討
- ・施策体系及び重点施策の検討
- ・総合戦略の検討及び統合
- ・各種指標設定の検討
- ・構成の最終調整、上記を踏まえた基本計画案の作成

(10) パブリックコメントの実施支援【令和7年度・令和8年度想定】

基本構想及び基本計画の計画案がおおよそ確定した各段階でパブリックコメントを実施する。乙は、必要な資料の作成、市民意見の整理、対応案の作成、及び計画案への反映を行う。

(11) 総合計画書及び総合計画書「概要版」の作成【令和8年度想定】

乙は、総合計画書及び総合計画書「概要版」の作成支援を行う。市民にわかりやすく、かつ、活用しやすい総合計画書となるよう、レイアウトの提案、図表、地図、イラスト、概念図、写真を盛り込んで編集し、甲の指示があった段階において、最終印刷版の原稿

を作成すること。なお、作成に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮したものと
する。

※概要版の原稿と併せて、Power Point等で計画内容の全体を1枚にまとめ
た付帯資料も作成すること。

(12) 総合計画書及び総合計画書「概要版」の印刷製本【令和8年度想定】

確定した「第3次玉名市総合計画」及び「概要版」の印刷製本を行う。成果品の仕
様に基づき印刷を行うとともに、ホームページ公開用のPDFデータ等を作成する。

(13) その他

ア 市議会説明用の資料作成

イ ターゲット毎への周知など計画の活用につながる周知方法の提案

ウ その他策定に当たり必要な業務

8 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、電子データも併せて提出することとし、
提出に当たってはPDFデータのほか、本市において編集や活用が可能なファイル形式と
し、CD-R等の媒体に格納して提出すること。

(1) 業務報告書 1部

(2) 市民意識調査の分析結果報告書 1部

(3) 人口ビジョン 1部

(4) 総合計画書 A4判、フルカラー、両面印刷、無線綴じ、130頁程度 500部

(5) 総合計画書「概要版」 A4判、フルカラー、両面印刷、8頁程度 30,000部

(6) その他業務内容で示した資料、記録、報告書等 一式

9 納期及び納品場所

成果品の納期は、契約期間満了までとし、納品場所は、玉名市役所企画経営課とする。

10 成果品の帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、すべて甲に帰属するものとし、甲
の承諾なく他に公表し、貸与又は使用してはならない。

また、計画書及び概要版を作成するに当たり、第三者が所有するイラスト、写真等を使
用する場合は、乙の責任において著作権処理等を行うこととする。

11 打合せ・協議

乙は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、本業務の趣旨を熟知し、甲と打合を綿
密に行うこととする。また、打合せ事項については、乙が協議書又は打合せ記録簿を作成
し、甲の承認を得るとともに、進捗状況を随時報告するものとする。

12 検査

本業務実施中、乙は必要に応じて甲の部分検査を受け、業務完了後は最終検査を受けなければならないものとする。

なお、加除や訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は乙が負担するものとする。

13 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、本仕様書、その他関係法令を遵守するものとする。
- (2) 乙は、乙が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、協議の上業務の一部を委託することができるものとする。
- (3) 業務完了後、乙の責に帰すべき事由による成果物の不良箇所が発見された場合は、乙は速やかに甲が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。
- (4) 乙は、本業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、本業務の実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令等を遵守するものとし、秘密保持について万全の管理を行うものとする。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 乙は、本業務中に生じた乙の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には乙が一切を処理するものとする。
- (6) 甲が所有する資料（電子データを含む。）のうち、本業務に必要なものについては、乙に貸与するものとする。乙は、貸与資料の紛失、汚損、破損等がないように十分注意して取扱いを行い、本業務の完了後は、速やかに甲に返却しなければならない。また、貸与資料については、甲の許可の無い複製、及び本業務以外での使用を禁止する。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議し、指示を受けるものとする。